

1 はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも、どの学級にも起こりうるという基本認識に立ち、本校の児童が、互いに認め合い、支え合い、励まし合いながら、明るく楽しい学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「一関市立金沢小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

※「一定の人間関係にあたる」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級やスポーツ少年団活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者をさす。

※「物理的な（影響）」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりするなどの意味する。

※「心理的な（影響）」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「力の差」「継続的」「意図的」「深刻」などの要素は全く含まれていない。

3 いじめの認知に関する考え方

いじめ防止に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるのかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。

当たり前の失敗

- ・いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するもの。例えば、言いすぎてしまい相手を傷つける。自分勝手な行動をとって周囲の反感を買う。
- ・どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然。

初期段階から支援

- ・初期段階のいじめは、子ども達だけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切。
- ・事案によっては、重大事態に至ることもあるので、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要により指導、解決につなげることが重要。

犯罪行為

- ・「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われものも認められる。

いじめの認知

情報・発見（その場で行為を止める）→生徒指導主事または副校長→副校長→校長
→いじめ防止対策推進委員会→認知

いじめ認知

- ① 情報を集める
- ② 組織で指導方針を立てる
- ③ 子どもへの指導・支援（いじめられた児童、いじめた児童、いじめを見ていた児童）
- ④ 保護者と連携（即日、加害・被害児童の保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の連携方法について話し合う。

4 未然防止

「いじめ」において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把

握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

(1) 子ども理解と学級経営の充実

① 教職員の気づきが基本

- ・授業以外に休み時間、給食、清掃など子どもたちと場を共にし、児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつ。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童と教師の信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子ども主体の授業を日々積み重ねる。
- ・思いやりの心や生命尊重を育む道徳教育や特別活動の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という教師の毅然とした姿勢を様々な教育活動の場面で示す。
- ・児童や保護者の話を親身になって、耳と目と心で聴く、傾聴のカウンセリングマインドをもつ。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

② 実態把握で小さな変化も見逃さない

- ・家庭訪問、家庭環境調査（4月）
- ・くらしのアンケート（4月、8月、1月）
- ・こころとからだの健康観察（年1回：9月）
- ・教育相談月間（4月、8月、1月）
- ・期末面談（12月）
- ・学級懇談会（4月、7月、2月）

(2) 互いに認め合い、支え合い、励まし合う仲間づくり

① 教職員は児童のよきモデル

- ・教職員の何気ない言動が、児童の心を傷つけ、結果としていじめを助長することを深く認識する。
- ・教職員は、児童のよきモデルとなり、自身を修めることに努める。

② 「チーム金沢」の教職員の協働体制

- ・互いの学級経営や授業、生徒指導等について気軽に話題にする職場をつくる。
- ・運営委員会、生徒指導委員会、いじめ防止対策推進委員会等の組織を有効に機能させる。

③ 自尊感情を高める

- ・学校生活のあらゆる場面で、児童のよさを「見つけ」「認め」「ほめる」

④ 児童の主体的な活動

- ・縦割り班活動を通して、よきリーダー性を養う。
- ・児童会の取り組みとして、お互いの良さや頑張りを認め合う活動に取り組む。
- ・学級活動や代表委員会の話し合い活動において「折り合い」の経験を積ませる。

(3) 命や人権を尊重する心の育成

① 復興教育の充実

- ・「いきる・かかわる・そなえる」（低学年用）
「はるかひまわり」「思いやりの心—友だち交流」
「まけないぞうがつなぐきずな」
- ・「いきる・かかわる・そなえる」（高学年用）
「20キロ圏内から来たキティ」「多くの命を救った防災無線」
「人々をつないだ歌声」

② 道徳教育の充実

- ・「補充」「深化」「統合」を図り、「考え、議論する」道徳授業を展開する。
- ・「価値の主体的自覚」によって「道徳的実践力」を育成する。

③ 体験活動の充実

- ・市谷交流（7月、3月）
- ・交通安全運動（9月）
- ・大名行列（9月）
- ・あったか弁当（2月）

④ 話し合い活動を重視した特別活動の充実

- ・「協働型学習」「自治的活動」の充実

(4) 保護者や地域への働きかけ

- ① P T A各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供する。
- ② いじめへの取組について校報や学年通信で情報を提供する。

(5) いじめ防止対策推進委員会の設置

- ① 構成員…校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭
(スクールカウンセラー)
- ② 取組内容
 - ・いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止活動計画の作成
 - ・いじめにかかわる研修会の企画立案
 - ・未然防止、早期発見の取組
 - ・アンケート及び教育相談の実施と結果報告
 - ・いじめ防止にかかる児童の主体的な活動の推進
- ③ 開催時期
4月、6月、8月、11月、2月を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

5 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、児童にかかわるすべてを教職員で共有し、保護者や地域と連携して情報を収集する。

(1) 早期発見のための手立て

- ① 日常の観察
 - ・「子どものいるところには、教職員がいる」休み時間や掃除時間、放課後等の児童の様子に目を配る。
 - ・学級内のグループの人間関係を把握する。
 - ・いじめの前段階である学校生活や家庭生活の乱れに目を配る。
 - ・日記や連絡帳を活用し、担任と児童、保護者との連絡を密に取る。
- ② 教育相談
 - ・日常的に児童に声かけをし、気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・定期的な教育相談月間を設ける。(4月、8月、1月)
- ③ いじめ実態調査アンケート
 - ・くらしのシート(4月、8月、1月)

(2) 地域の協力

- ① P T A常任委員会、金沢市民センター、民生児童委員協議会、安全ボランティアスポーツ少年団、交通安全協会との連携と情報交換

(3) 相談窓口の紹介

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ○日常のいじめ相談(児童及び保護者) | 全教職員が対応 |
| ○スクールカウンセラーの活用 | |
| ○地域からのいじめ相談窓口 | 副校長 |
| ○一関市子ども悩み事相談電話(教育研究所) | 26-3030 |
| ○24時間いじめ相談電話(県教委) | 019-623-7830 |

6 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、学校全体で組織

的に対応する。

(1) 相談しやすい環境づくり

① 本人からの訴えには

- ・「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と心身の安全を保証する。
- ・「あなたを信じているよ。」と事実関係や気持ちを傾聴する。

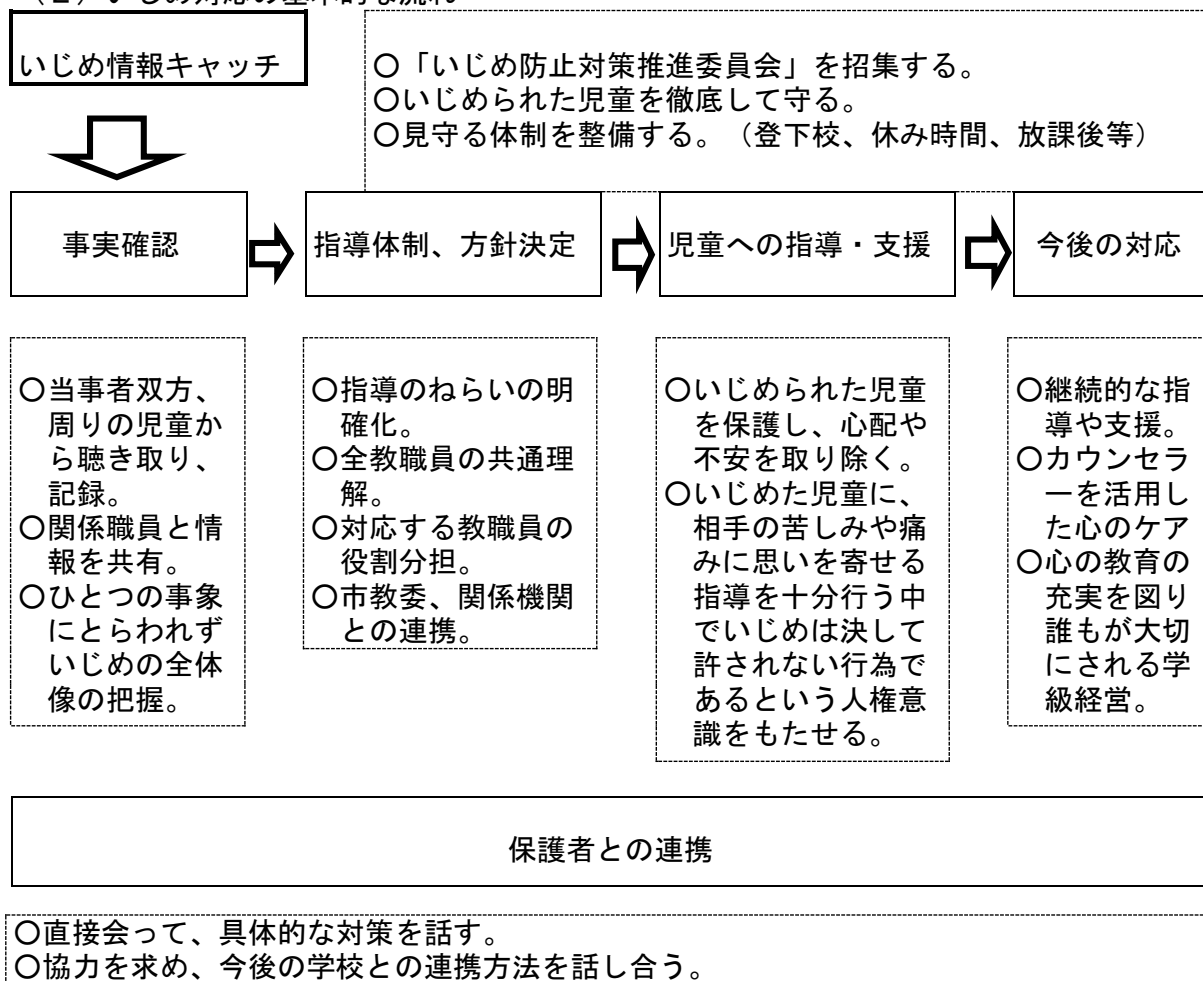
② 周りの子どもからの訴えには

- ・「よく言ってくれたね。」と真摯に受け止め、情報の発信元は絶対に明かさないうことを伝える。

③ 保護者からの訴えには

- ・保護者が躊躇なく学校へ連絡できるよう、日頃から信頼関係を築く。
- ・保護者の気持ちを十分に理解する。

(2) いじめ対応の基本的な流れ



(3) いじめ発見時の緊急対応

① いじめを認知したときは、その場でいじめを止める。ただちに担任、生徒指導主事または副校長に連絡し、(生徒指導主事は副校長に報告し)副校長が校長に報告する。

② いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・事実確認は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間に配慮する。
- ・登下校、休み時間、清掃時間、放課後等の見守る体制を整備する。

③ 事実確認と情報の共有

- ・「誰が誰をいじめているのか」「いつ、どこで起こったか」「どんな被害か」「いじめのきっかけは」「いつからか、どのくらい続いているか」
- ・被害者及び加害者はもちろん、周囲の児童、保護者からも情報を得る。
- ・事実確認と保護者対応は複数の教職員で対応する。

(4) いじめが起きた場合の対応

- ① **いじめられた児童に対して**
 - ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感する。
 - ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝える。
 - ・希望や自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- ② **いじめられた児童の保護者に対して**
 - ・発見したその日のうちに、事実を伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受容する。
 - ・継続して家庭と連携をとる。
 - ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談してもらう。
- ③ **いじめた児童に対して**
 - ・いじめた気持ちや状況について十分に聞く。
 - ・心理的な孤立感を与えないよう教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることといじめられる側の気持ちを認識させる。
- ④ **いじめた児童の保護者に対して**
 - ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・児童の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- ⑤ **周りの児童に対して**
 - ・学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
 - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ⑥ **継続指導**
 - ・引き続き十分な観察を行うとともに、教育相談を継続する。
 - ・必要に応じて当事者双方にスクールカウンセラーを活用し、心のケアにあたる。
 - ・再発防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てる。

(5) 迅速に対応するために

	《対応が遅れる要因》	⇒	《早期対応が図れる体制》
学級の雰囲気	「私のクラスにはいじめは起こらないだろう」(錯覚)	⇒	「いじめはどこでも起こる。気付いていないのかも」(本質の認識)
教職員の意識	「もしクラスでいじめが起これたらどうしよう」(不安)	⇒	「注意深く、クラスの様子を見ていこう」(積極的な姿勢)
いじめの兆候	「いじめ？子どもたちで解決させよう」(抱え込み)	⇒	「いじめかも？〇〇先生に相談しよう」(報告・連絡・相談)

(6) ネットいじめの対応

- ① インターネット等を通じたいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策推進委員会」で情報を共有するとともに、市教育委員会に報告しプロバイダなどに情報の削除を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、ただちに一関警察署花泉交番に通報し、適切な援助を求める。
- ③ インターネット等利用環境について、家庭の協力を得る。

7 重大事態への対処

次に掲げる場合には、重大事態として、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」を機能させ、事実関係を明確にするための調査を行う。

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告する。
- ② 被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

(2) 重大事態の調査

市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ① 本校の「いじめ防止対策推進委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに調査を行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤ いじめられた児童及び保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供する。
- ⑥ いじめられた児童及び保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑦ 「いじめ防止対策推進委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

8 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

- ① いじめを把握した場合、速やかに教育委員会へ報告し、必要な支援を受ける。
- ② 解決が困難な事案については、指導主事及び教育相談員等の派遣要請をする。

(2) 警察との連携

- ① いじめが暴力行為や恐喝など犯罪と認められる事案に関しては、早期に花泉交番に相談する。
- ② 児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、ただちに通報する。
- ③ いじめた児童の置かれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所や民生児童委員の協力を得る。

9 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関する事
- いじめの早期発見にかかわる取組に関する事

10 その他

(1) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整える。

(2) 教職員の研修

本校の「いじめ防止基本方針」をもとにした校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

参考

平成26年4月 岩手県 「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」
兵庫県教育委員会 「いじめ対応マニュアル」

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

